

役員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 まほろば福祉会

社会福祉法人 まほろば福祉会
役員報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人定款第5条に規定する理事及び監事（以下「役員」という。）に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(報 酬 等)

第2条 役員に支給する報酬及び日当、費用弁償は、次表のとおりとする。

		報 酬	費用弁償
理 事 長		月 額 70,000 円	—
常 務 理 事		月 額 200,000 円 賞 与 200,000 円 (6 月・12 月)	—
		日 当	費用弁償
その 他の 役員	理 事 会	日 額 4,000 円	日 額 1,000 円
	旅 行	—	職員の旅費の例による。 ただし、日当は 3,000 円とする。
	その他の用務	日 額 5,000 円	日 額 1,000 円

2 常務理事の勤務時間は、法人の事務職員と同じとする。

(職員兼務理事の特例)

第3条 理事が職員を兼ね、理事として前条第1項に規定する旅行をした場合はこの規程を適用し、職員の旅費規程は適用しない。

(報酬及び費用弁償の方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法については、職員の例による。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。